

大阪市住宅供給公社暴力団等排除措置要綱

制 定 平成 21 年 5 月 1 日
最近改正 平成 22 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市暴力団等排除措置要綱（以下「大阪市措置要綱」という。）の趣旨に則り大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）が締結する建設工事、緊急補修工事、測量・建設コンサルタント、物品・委託役務等の調達契約並びに財産の買入れ、売払い及び貸付け契約等（以下「公社契約等」という。）から、暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 有資格者等 公社契約等に関する一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者、一般競争入札の参加者及び随意契約の相手方として選定する個人又は法人をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(入札等除外措置等)

第 3 条 大阪市住宅供給公社理事長（以下「理事長」という。）は、大阪市が大阪市措置要綱第 3 条に該当するとして入札等除外措置を行った者に対し、速やかに公社契約等から排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。入札等除外措置を解除する場合も同様とする。

2 前項の規定は、入札等除外措置を受けている有資格者等（以下「入札等除外者」という。）を構成員として含む特定建設共同企業体についても適用する。

(有資格者等の審査における排除)

第 4 条 理事長は、有資格者等の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の資格を認めないものとする。

(一般競争入札からの排除)

第 5 条 理事長は、一般競争入札を行うに当たり、入札等除外者の入札参加又はその資格（以下「入札参加等」という。）を認めないものとする。

2 理事長は、入札参加等を認めた者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前 2 項の規定に定める措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 理事長は、第 2 項の規定により入札参加資格を取消したときは、入札等除外者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 理事長は、指名競争入札を行うに当たり、入札等除外者を指名しないものとする。

2 理事長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、指名の取消し又は契約の締結を行わないこととする。

3 理事長は、前項の規定により指名の取消し等を行ったときは、入札等除外者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 理事長は、入札等除外者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、入札等除外者の所有する土地を用地買収する必要がある場合など、当該契約の目的及び内容から入札等除外者を随意契約の相手方とする必要がある場合を除く。

(下請負等の禁止及び下請契約の解除等)

第8条 理事長は、入札等除外者及び大阪市が大阪市措置要綱別表各号の措置要件に該当すると認めた者が、公社契約等の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をし若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）し、又は保証人となることを承認しないものとする。

2 理事長は、契約の相手方が入札等除外者及び大阪市が大阪市措置要綱別表各号の措置要件に該当すると認めた者に下請負又は受託させていた場合は、契約の相手方に対して、当該契約の解除又は保証人の変更を求めることができる。

3 前2項及び前3条の規定は、入札等除外者を構成員とする特定建設共同企業体についても適用する。

(公社契約等の解除又は取消し)

第9条 理事長は、公社契約等の相手方が入札等除外措置を受けた場合に、当該契約等の解除又は取消しができるものとする。

(不当介入に対する措置)

第10条 理事長は、公社契約等の相手方に対し、当該契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに公社へ報告するとともに、警察への届出を行うよう指導するものとする。

2 理事長は、公社契約等の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人又は受託者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、当該契約等の相手方に指導を求めるものとする。

3 理事長は、公社契約等の相手方又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、公社契約等の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、公社契約等の相手方が各項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

4 理事長は、公社契約等の相手方又は下請負人等が前3項の不当介入を受け警察への届出を行った場合、当公社が行う調査及び警察が行う捜査に協力するよう義務付けるものとする。

(関係機関との連携)

第11条 本要綱の運用に当たっては、大阪市関係部局、警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(入札等除外措置の通知等)

第12条 理事長は、第3条の規定により入札等除外措置を決定したときは、当該有資格者等

に遅滞なく通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、大阪市都市整備局と協議を行い、しかるべき措置を決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。